

JST 大学発新産業創出基金事業スタートアップ・エコシステム共創プログラム
PARKS スタートアップ創出プログラム
Step 1、学生PJ (Step1)

募 集 要 項

I 目的

PARKS では九州・沖縄圏に根付き、アジアを経由してグローバルに展開可能な顧客志向かつイノベーションを実現可能なスタートアップを持続的に創出可能とするために、PARKS スタートアップ創出プログラムを実施します。PARKS スタートアップ創出プログラムは、新しい現象の発見や原理の開発を目指す基盤研究ではなく、研究成果と事業化の間のギャップを埋めるため、事業化に向けて達成すべきマイルストーン（研究開発および事業化に向けて節目となる中間目標）を設定し、ビジネスモデルのブラッシュアップ、試作品製作、仮説検証のためのデータ取得（実験結果、計算結果）等の整備を進めることを目的としたプログラムです。本プログラムでは、起業に意欲的に取り組む教員等や大学院生の自己の研究成果、アイデアに基づく大学発スタートアップの創出を促進することを目的に、GAP ファンドやインキュベーションプログラム等を提供します。

※PARKS (Platform for All Regions of Kyushu & Okinawa for Startup-ecosystem : オール九州スタートアップエコシステムプラットフォーム) は主幹機関の九州大学、九州工業大学を含めた九州・沖縄の 20 の大学と、ベンチャーキャピタルである株式会社 FFG ベンチャービジネスパートナーズ及び九大 OIP 株式会社で設立されたプラットフォームです。

※GAP ファンドとは、大学等の研究成果が商業的に価値あるものか検証するための追加的研究や試作品開発等に供給する資金のことで、研究開発・検証と民間投資までのギャップを埋める資金をいいます。

II 概要

PARKS スタートアップ創出プログラムではStep1、Step2 (2-1、2-2) 、学生PJ (Step1、Step2) の3つのプログラムを実施します。

➤ **Step1 応用研究（開発研究・具現化）：1年、最大500万円**

1. ディープテックの原理・価値を生かした試作開発
2. ビジネスモデル原案の作成助成

➤ **Step2 概念実証から起業：最長3年、最大6,000万円**

Step2-1 概念実証（PoCの獲得）：最長1.5年、最大2,000万円

1. 応用研究の成果を、商業的な可能性を評価できる段階まで引き上げる実用的な開発と研究
2. PoCの獲得

Step2-2 経営チームの組成と起業（2-1のステージゲート審査を通過すると実施可能）

：最長1.5年（Step2-1と合わせて最長3年）、最大4,000万円

1. 商業的な可能性を評価し、価値を実証
2. 商業的なパートナーや投資家にとってのプロジェクトのリスクを低減させる活動
3. 起業の達成

➤ 学生PJ Step1 (1年、最大100万円)、Step2 (1年、最大300万円)

- ・事業開発から起業までの一気通貫プログラムを提供します。Step2 は Step1 のステージゲート審査をクリアした案件が実施できます。

研究開発課題の研究代表者が、Step1、Step2-1、Step2-2、学生PJ Step1、Step2それぞれの支援期間中に起業した場合、当該支援プログラムについては、大学等発スタートアップの起業後も研究開発を継続し、支援先として起業後のスタートアップも選択することができます。具体的には、現状のプロジェクト推進体制とプロジェクトを通じて創出した大学等発SUで実施する「SU直接支援」と、大学等発SUを含めず、現状のプロジェクト推進体制のみで実施する「継続支援」のいずれかを選択することができます。（「SU直接支援」が認められるのは、Step2-1、Step2-2、学生Step2の課題のみとなります）

起業後の支援の継続、および起業後のスタートアップへの支援にあたっては、起業3か月前までにPFによる審査を経た上でJSTへの申請書類の提出が必要となりますので、PFやJSTでの審査期間等も踏まえて、予めPARKS事務局へご相談ください。また、起業後の支援継続では、大学等における研究開発以外の、例えばCEO候補の人的費や営業活動のため旅費等は支出できませんので、ご留意ください。なお、本プログラムの主旨から、スタートアップ成長のために十分な民間資金の調達完了した場合、支援終了の要件となることを想定しています。

詳細は「起業後支援の手引き」がJST HPで公開されていますのでご確認ください。

https://www.jst.go.jp/program/startupkikin/files/su-ecosys/su-ecosys_su_guidebook.pdf

【プログラムの全体イメージ】

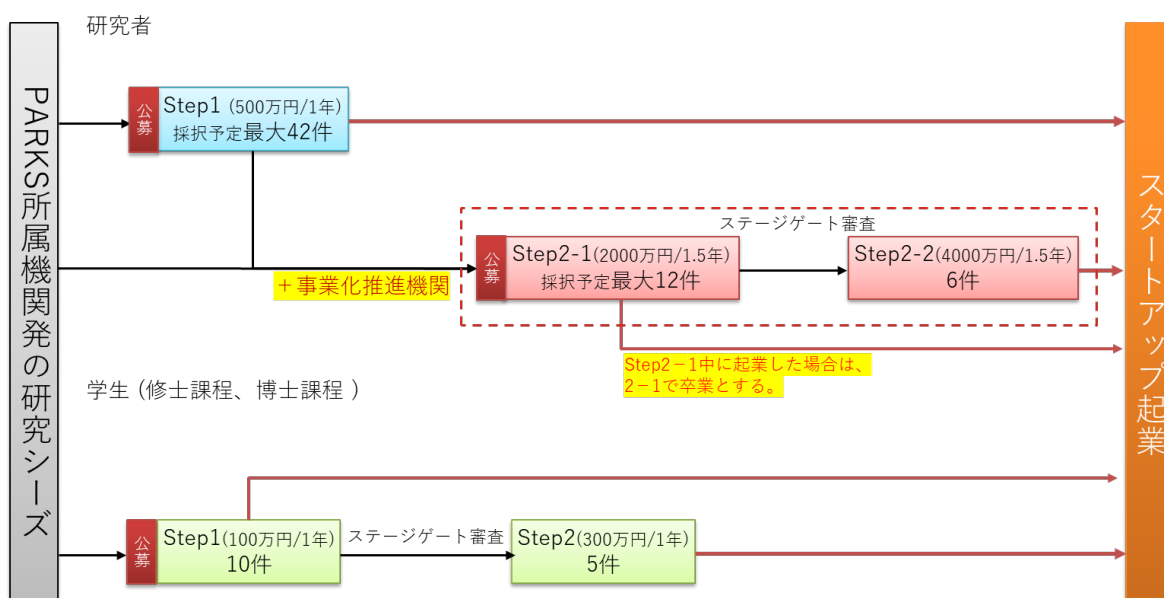


図1 PARKS スタートアップ創出プログラムの流れ

表1 各ステップの概要

ステップ	概要	各年度の採択予定数
Step1 500万円（1年）	1. ディープテックの原理・価値を生かした試作開発 2. ビジネスモデルの原案の作成	42件※ (通常40件)
Step2-1 2000万円 (最長1.5年)	1. 応用研究の成果を、商業的な可能性を評価できる段階まで引き上げる 実用的な開発と研究 2. PoCの獲得	12件
Step2-2 4000万円 (Step2-1 と合わせ て最長3年)	1. 商業的な可能性を評価し、価値を実証 2. 商業的なパートナーや投資家にとってのプロジェクトのリスクを低減 させる活動 3. 起業の達成	6件
学生PJ Step1 100万円（1年）	事業開発可能性を検討するプログラム ※修士学生以上が対象	10件
学生PJ Step2 300万円（1年）	事業開発から起業までの一気通貫プログラム ※修士学生以上が対象	5件

- 金額は直接経費額、別途 30%の間接経費が措置されます。
- 今回は Step1、学生(Step1)のみの公募であり、Step2-1 は夏以降の公募を予定しております。そのため、Step2-1 が不採択になった場合 Step1 に採択される仕組みはございません。
- Step1 と Step2-1 について今年度は重複申請はできません。
- 同一研究開発課題を同一ステップで採択し、実施することはできません。
- 今回は、Step2-1、Step2-2、学生PJ の Step2 は、公募はしません。Step2-2 は Step2-1 の実施期間中に、学生PJ の Step2 は学生PJ の Step1 の実施期間中に、ステージゲート審査を通過した場合のみ実施可能です。
- Step2 の申請では、事業化推進機関※との連携構築に取り組みながらスタートアップ創出プログラムを実施することを必須とします。(Step1 は任意)

※事業化推進機関とは以下のすべてを満たす機関とします。

- ① 事業を構想する能力（起業前段階を含むスタートアップの事業育成や資金調達に関する実績や戦略・計画の立案能力）を有していることとします。
- ② 大学等と連携しながら一体的に事業育成できる熱意及び実績を有しており、本公募プログラムにおいて大学等との良好な関係を構築できることとします。
- ③ PF が行う事業化に不可欠な人材（経営者候補人材含む）の確保・マッチングに協力するとともに、関係機関等との連携が可能であることとします。
- ④ 市場ニーズ把握や事業展開に強みを有し、そのニーズを踏まえて事業化に向けて必要なリソースを集め、事業化を実現できることとします。（国際的な市場ニーズの把握や事業展開に強みを有すると、なお望ましい。）
- ⑤ 設立に関与した大学等のアカデミアから生まれるスタートアップに対して出資できる機能を有しているか、または設立後に出資を呼び込むためのネットワーク等を有していることとします。

Ⅲ 今回の公募対象となるプログラムの採択件数・助成額等

表2 採択件数と助成額等 (Step1)

項目	Step1
採択件数	42件
助成額 (研究開発費)	直接経費 最大500万円/件 (間接経費 最大150万円/件)
助成期間	1年
採択後の支援	・インキュベーションプログラムの

	提供 ・知的財産の出願支援等 ・ プレ Cx0 人材のマッチング
--	---

表 3 採択件数と助成額等 (学生 PJ Step1)

項目	学生 PJ Step1
採択件数	10件
助成額 (研究開発費)	直接経費 最大100万円/件 (間接経費 最大30万円/件)
助成期間	1年
採択後の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・インキュベーションプログラムの提供 ・知的財産の出願支援等 ・経営体制の構築支援

※ 採択チーム決定後、研究代表者が所属する大学と JST の変更契約により、GAP ファンドが配分されます。

※ プレ Cx0 人材の件数費は GAP ファンドから支出することとします。

※プレ Cx0 人材について

ビジネスプラン構築やマーケティング調査など、主にビジネス面の検証を推進・サポートする人材です。採択された申請者チームはプレ Cx0 人材と連携しながら、より精度の高い検証を推進することを推奨します。既に、チーム内に Cx0 候補がいる場合でも、役割分担しながらビジネス面の検証を行うことが可能です。

PARKS 運営事務局や人材マッチング業者は、プレ Cx0 人材候補者と採択チームとのマッチングの機会を提供します。

助成期間中は、PARKS 運営事務局において各案件実施に係る指導・助言（試作品開発のアドバイスや、評価を依頼する顧客の紹介、外部機関とのマッチング等）に加えて、プレ Cx0 人材とのコミュニケーションをフォローしながらチーム体制をサポートします。

表 4 各ステップの開始条件、達成目標等

ステップ	概要	開始条件	達成目標
Step1 応用研究 (開発研究・具現化)	1. ディープテックの原理・価値を生かした試作開発 2. ビジネスモデルの原案の作成	[事業開発] ・用途仮説がある [技術開発] ・基本シーズがある	[事業開発] ・用途仮説における市場調査、特許の基本調査が完了 ・経営者候補等の参画 ・ビジネスモデルの基本知識習得 [技術開発] ・原理試作の開発
Step2-1 概念実証 (PoCの獲得)	1. 応用研究の成果を、商業的な可能性を評価できる段階まで引き上げる実用的な開発と研究 2. PoCの獲得	[事業開発] ・事業仮説がある ・経営者候補or/and 事業化推進機関(必須)の運営担当者がチームにいる ・マーケット規模の予測が立っている ・顧客、商品イメージがロジカルにつながっている [技術開発] ・原理試作がある	[事業開発] ・顧客候補のインタビュー完了 ・特許のクリアランス調査が完了 ・競合調査の完了 ・初期の経営体制の構築 ・基本特許が出願されている [技術開発] 実験室環境でのデータ取得完了
Step2-2 経営チーム組成と起業	1. 商業的な可能性を評価し、価値を実証 2. 商業的なパートナーや投資家にとってのプロジェクトのリスクを低減させる活動 3. 起業の達成	[事業開発] ・顧客候補のインタビュー完了 ・特許のクリアランス調査が完了 ・競合調査の完了 ・VC等事業化推進機関が事業プロモーターとして参画 ・経営者候補がいる [技術開発] 実験室環境でのデータ取得完了	[事業開発] ・起業の達成 ・バリューチェーンにおける協業体制の構築 ・顧客候補にアクセス可能 ・事業計画が策定されている [技術開発] ・技術実証パートナーがいる ・必要特許が取得されている ・技術開発環境が整っている
学生PJ(Step1) 応用研究 (開発研究・具現化)	1. ディープテックの原理・価値を生かした試作開発 2. ビジネスモデルの原案の作成	[事業開発] ・用途仮説がある [技術開発] ・基本シーズがある	[事業開発] ・用途仮説における市場調査、特許の基本調査が完了 ・経営者候補等の参画 ・ビジネスモデルの基本知識習得 [技術開発] ・原理試作の開発
学生PJ(Step2) PoCの獲得と起業	1. 応用研究の成果を、商業的な可能性を評価できる段階まで引き上げる実用的な開発と研究 2. PoCの獲得 3. 起業の達成	[事業開発] ・事業仮説がある ・経営者候補or/and 事業化推進機関(必須)の運営担当者がチームにいる ・マーケット規模の予測が立っている ・顧客、商品イメージがロジカルにつながっている [技術開発] ・原理試作がある	[事業開発] ・起業の達成 ・バリューチェーンにおける協業体制の構築 ・顧客候補にアクセス可能 ・事業計画が策定されている [技術開発] ・技術実証パートナーがいる ・必要特許が取得されている ・技術開発環境が整っている

IV 応募期間

2025年3月28日（金） ～ 2025年5月7日（水）正午

V 応募資格

（1）応募資格概要

（1-1）応募資格者

Step1

研究代表者は以下の①～④の要件を全て満たすこととします。

- ① 応募時点、及び研究実施期間において、PARKS に所属する国公立大学、国公立高等専門学校、大学共同利用機関法人、独立行政法人（国立研究開発法人を含む）、地方独立行政法人等の研究者であり、かつ研究開発課題の核となるシーズの発明者である、もしくは発明に関わった者であること。また、研究実施期間を通じて代表者として責任を持って事業化に向けた研究推進ができること（研究実施期間中の研究代表者の交代はできません）。
- ② シーズを利用したスタートアップ企業の設立、事業化等により、大学等の研究成果の社会還元を目指していること。
- ③ シーズについて、本プログラムを通じて創出されるスタートアップ企業の実施に関してそのシーズの発明者、シーズが所属する機関等（特許出願人等）の同意が得られていること。
- ④ プラットフォームが目指すスタートアップ・エコシステムの形成について、その趣旨を理解の上、貢献する意志を有すること。

学生PJ

研究代表者は以下の①～⑥の要件を全て満たすこととします。

- ① 応募時点、及び研究実施期間において、PARKS に所属する国公立大学、国公立高等専門学校、大学共同利用機関法人、独立行政法人（国立研究開発法人を含む）、地方独立行政法人等の学生(修士課程、博士課程)であり、かつ研究開発課題の核となるシーズの発明者である、もしくは発明に関わった者であること。ただし、学部生は対象とはしない。また、研究実施期間を通じて代表者として責任を持って事業化に向けた研究推進ができること（研究実施期間中の研究代表者の交代はできません）。
- ② シーズを利用したスタートアップ企業の設立、事業化等により、大学等の研究成果の社会還元を目指していること。
- ③ シーズについて、本プログラムを通じて創出されるスタートアップ企業の実施に関してそのシーズの発明者、シーズが所属する機関等（特許出願人等）の同意が得られていること。
- ④ プラットフォームが目指すスタートアップ・エコシステムの形成について、その趣旨を理解の上、貢献する意志を有すること。
- ⑤ 学生の修了等に関わらず、事業化に向けて継続的な体制構築及び事業化推進を担保できること。（研究代表者の交代は不可です。）
- ⑥ 学生及び指導教員が双方署名の上、「学生と所属機関の間で、研究成果として生じる知的財産権の取扱いについて取り決め、合意したこと」を確認できる確認書を提出すること。

（1-2）複数機関での提案について

以下の条件を満たす場合、複数の機関で共同の提案が可能です。

- ① PARKS 内の主幹機関・SU 創出共同機関の間での共同研究
参照：<https://www.parks-startup.jp/>
- ② 以下のHPに掲載されている他のプラットフォームに所属する機関との共同研究については、事前に関係するプラットフォーム同士で合意することで可能となります。
参照：<https://www.jst.go.jp/program/startupkikin/su-ecosys/project2023.html>
ただし、共同研究の成果として創出される知的財産の取扱いについては、スタートアップ創業時の障害とならないよう、関係者間で事前に十分な調整を行ってください。

(1-3) 対象となるシーズ

PARKS 参画大学が有するシーズで、事業化を目指す上で核となる研究成果等を指す。宇宙、環境、ロボット・AI、半導体、バイオ、再エネ、ブルー、アグリ、観光、社会課題解決型等の分野を対象とする。応募にあたっては当該研究成果に関する特許を取得していることが望ましい。しかし、特許出願中や特許を出願予定であるものや必ずしも特許出願を行わない研究成果（ソフトウェア等）に基づく応募を排除しない。例えば、大学等の研究成果として創出された AI 技術や、人文・社会科学の研究成果等を活用し、社会課題の解決を目指す案件等を対象にすることも可能とする。

(2) 応募の条件

JST 大学発新産業創出基金事業スタートアップ・エコシステム共創プログラムでは、

- ①社会・経済にインパクトを生み、国際展開を含め事業成長するポテンシャルを有する、大学等発スタートアップの創出を、質・量ともに格段に充実させること。
- ②大学等発スタートアップの継続的な創出を支える、人材・知・資金が循環するエコシステムの仕組みを全国に形成すること。

を目指しています。

それを基に PARKS スタートアップ創出プログラムでは、アジアを経由してグローバルに展開可能な顧客志向かつイノベーションを実現可能なスタートアップの創出を目指します。

これらを踏まえ、本事業は以下を応募の条件とします。

- ・ 起業に意欲があること。
- ・ Step2 に採択された申請チームは、事業化推進機関やプレ Cx0 人材と共に連携しながら事業化活動を推進すること。
- ・ Step1、Step2-1・2-2、学生 PJ (Step1、Step2) それぞれのプログラムにおいて、PARKS 運営事務局が開催するインキュベーションプログラムに積極的に参加すること。ただし、PARKS 運営事務局が指定する必修プログラムは必ず受講すること。
- ・ 事業の海外展開に意欲があること。
- ・ PARKS 運営事務局からの協力要請・指導に応じること。
- ・ JST からの協力要請・指導に応じること。
- ・ 助成期間終了後、実施報告書を所定の期日までに提出するとともに、PARKS で開催する DemoDay にて報告を行うこと。
- ・ 本取り組みを通じて PARKS や所属大学の資金循環スキーム構築への貢献に意欲があること。

PARKS では JST 大学発新産業創出基金事業スタートアップ・エコシステム共創プログラムの助成後も継続的に、PARKS 参画機関のスタートアップ創出支援を行うための GAP ファンドの助成を可能とする仕組みづくりを進めます。

VI 応募方法

所定の申請書様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、各大学で定めた申請書提出先までメールにて提出してください。

【申請様式】

<https://start-kyushu.box.com/s/s59wz26u7d1a932kmw7kjrslcsew6j3l>

※別途、当該事業シーズに関する補足説明資料がある場合は、添付可能。

資料は、第1次申請書の項目内容を補足するものに限り A4 用紙 3 枚までとします。

※添付ファイルの容量が 3MB を超える場合、ファイル共有サービス等を利用ください。

VII 選考方法

選考（1次・2次審査）は、PARKS スタートアップ創出プログラム審査委員会において行います。

○スタートアップ創出プログラムの審査における利益相反マネジメントについて

・PARKS 事務局は、スタートアップ創出プログラムの審査にあたり以下を踏まえて適切な利益相反マネジメントを実施します。

<選考に関わる者の利益相反マネジメント>

公正で透明な評価を行う観点から、申請者等（研究代表者、主たる共同研究者、事業化推進機関の担当者等）に関して、以下に示す利害関係者は選考に加わらないこととします。（具体的には、書類審査では利害関係のある案件の審査を行わないこと、申請者と面接等をする場合、利害関係者は退出すること、全体審議等では対象課題に関する発言をしないこと等。）もし、選考に関わる者について懸念点等ある場合は、申請書に具体的に記載してください。

a. 申請者等と親族関係にある者。

b. 申請者等と大学等の研究機関において同一の学科、専攻等に所属している者又は同一の企業に所属している者又は申請者等が所属している大学等若しくは大学等を経営する法人の役員その他経営に関与していると見なされる者及び当該法人を代表して対外的に活動する者。ここでいう同一の学科・専攻等とは、最小の研究単位である研究室又は研究チーム等よりも一つ上のまとまりを指す。

c. 申請者等と同一の大学等の研究機関に所属している、本事業の運営に関わる者（計画書の参加者リストに氏名の記載がある者）、及び産学連携部門の者

d. 申請者等と同一の企業に所属している者又は提案者等が所属している企業の親会社等にあたる企業に所属している者

e. 申請者等と緊密な共同研究を行う者。（例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、あるいは提案者の研究課題の中での共同研究者等をいい、提案者と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者）

f. 申請者等と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者。

g. 申請者等の研究課題と学術的な競争関係にある者又は市場において競争関係にある企業に所属している者。

h. その他、JST の事務局もしくはプラットフォームの事務局が利害関係者と判断した者。

(1) 審査方法

・1次審査は書面審査、2次審査はプレゼンテーション形式により行います。

（2次審査ではプレゼンテーション資料を別途指定する様式にて提出していただきます。）

・審査は、最大6つのカテゴリーに分けて実施予定です。

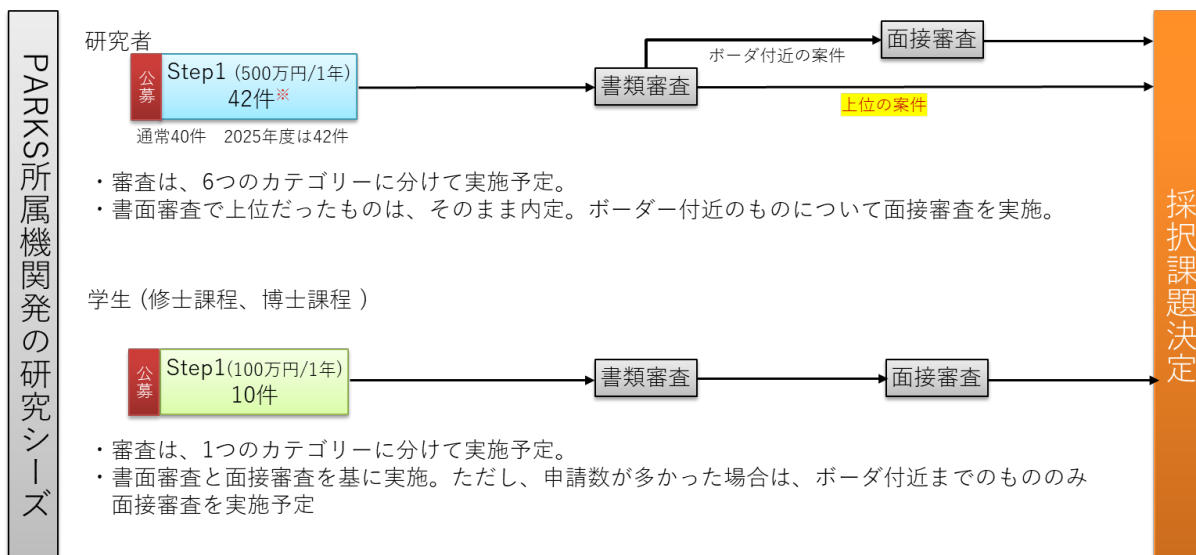


図2 審査の流れ

(2) 審査基準

1次・2次審査は、次の観点により行います。詳細は公募説明会資料のスライド17を参照してください。

項目1 課題の社会インパクト

- ・起業を目指す事業の着眼点（顧客や社会の課題等）や目標が明確にされており、大学として推進すべき内容であるか。
- ・事業シーズが社会に対してインパクトを与え、豊かな社会の実現へ大きく貢献する可能性があるか。

項目2 研究内容・実現性

- ・事業の目的と目標を達成するため、解決手段が明確であるか。
- ・解決手段となるプロダクト試作開発方針等が明確に説明されているか。
- ・経済・市場動向や人口動態の変化、社会的意識の変化等、技術の置かれている外部環境の把握が適切であるか。
- ・表4で示した達成目標をクリアするために適切なマイルストンの設定がなされているか

項目3 新規性・優位性

- ・事業シーズあるいは、その展開方法が新しく、優れているか。
- ・他者が簡単に参入できない戦略が備わっているか。
- ・技術の独自性が特許などの権利化で担保されているか。

項目4 事業性・収益性

- ・事業仮説は明確か。また事業の目的と目標を達成するため、解決手段が明確であるか。
- ・他社製品・サービスの比較検討が十分か。
- ・優位性（コスト、機能面）が明らかであるか
- ・顧客が明確に想定されているか。
- ・顧客の評価ポイント（性能、価格、使い勝手等）が想定されているか。

- ・当該事業によりシェアを獲得できる見込があるか。

項目5 課題の市場インパクト・将来性（国際展開可能性）

- ・世界的に展開可能な事業に発展しうる可能性があるか。
- ・市場規模が十分にあるか。または、新規に創出する市場規模は十分であるか。
- ・市場の成長性は期待できるか。

項目6 経営体制・ベンチャー設立の蓋然性

- ・実用化可能性を検証するためのプロダクト試作と評価の計画（予算含む）が妥当であり、助成期間内で必要な検証が実現できるか。
- ・目標を達成可能な実施体制が構築できているか。もしくは体制を構築する戦略が明確か。

Ⅷ 採択後の支援内容等

（1）研究開発費（直接経費）の執行

研究開発費は、採択後に提出いただく実施計画書に基づき、プログラム期間中に以下の内容について執行できます。

- 物品費：新たに設備・備品・消耗品等を購入するための経費
- 旅費：研究計画書記載の研究参加者等の旅費
- 人件費・謝金：研究参加者・支援者等（但し、研究担当者を除く）の人件費・謝金
※大学等において運営費交付金や私学助成金等により、国から人件費を措置されている者の人件費は支出できません。
※総括責任者、SU 創出共同機関責任者、プログラム代表者、プログラム共同代表者（主幹機関、SU 創出共同機関）の人件費は支出できません。
※研究計画書に研究参加者としての登録がある者（経営者候補人材を除く）は謝金対象とすることはできません。なお、主幹機関、SU 創出共同機関の参加者は全て研究計画書に研究参加者として登録するものとします。
- その他：a, b, c の他、研究開発を実施するための経費
※外注費としては、研究開発要素を含まず、役務仕様が予め決まっておき、作業のみを外注する請負契約についてのみ直接経費での計上が認められています。
※採択シーズに関連する特許出願関連経費については、以下の条件のいずれも満たすことを条件として PARKS 知財委員会での支援を実施予定です。詳細は別途案内します。
 - 研究開発期間中に得られた研究成果、または、研究開発期間中に知財戦略を構築した結果、出願が必要となった成果（本研究開発期間開始前の成果）の出願であること。
 - 原則、支援プログラム期間内の出願であること。
 - 大学等の単独出願もしくは同一 PF 内の大学等の共同出願（共同出願が可能なのは PF 内の複数大学等でスタートアップ創出プログラムを共同実施した際に得られた研究成果に基づく特許出願の場合のみ）であること。
 - 当該特許を基に起業したスタートアップが一定の収益を得た後、本プログラムで支出した特許関連経費分の費用（例：ライセンスの一時金等）を大学に支払う仕組みを、各大学等において策定すること。

そのほか、委託研究開発機関の事務手続きや、仕様にあたっての注意事項については、JST が公開している研究者ハンドブックや、事務処理説明書を参考にしてください。

研究者ハンドブック：

https://www.jst.go.jp/program/startupkikin/files/su-ecosys/su-ecosys_researcher-handbook.pdf

(2) 助成期間中の支援

PARKS 運営事務局による支援に基づいて、表 4 で示した各ステップの達成条件をクリアすることを目指して、以下の事業化検討・準備に取り組んでいただきます。そのために、PARKS 事務局は、インキュベーションプログラム、プレ Cx0 人材のマッチングサービス、事業化推進機関とのマッチングサービス、試作開発のための外注サポートサービス等の提供を行います。なお、必要に応じて、外部協力機関や顧客評価候補先の紹介など事業化活動にかかる支援も行います。また、プレ Cx0 人材が配置された申請チームや事業化推進機関が伴走する申請チームはプレ Cx0 人材や事業化推進機関を中心にビジネスプラン構築やマーケティング調査などを行っていただきますが、随時、運営事務局や外部有識者（メンター）も交えながら内容について確認やアドバイス等を行います。

※採択チームは、PARKS 事務局が指定するインキュベーションプログラムの受講が必須となります。

研究開発課題の研究代表者が、Step1、Step2-1、Step2-2、学生 PJ Step1、Step2 それぞれの支援期間中に起業した場合、当該支援プログラムについては、大学等発スタートアップの起業後も研究開発を継続し、支援先として起業後のスタートアップも選択することができます。具体的には、現状のプロジェクト推進体制とプロジェクトを通じて創出した大学等発 SU で実施する「SU 直接支援」と、大学等発 SU を含めず、現状のプロジェクト推進体制のみで実施する「継続支援」のいずれかを選択することができます。（「SU 直接支援」が認められるのは、Step2-1、Step2-2、学生 Step2 の課題のみとなります）ただし、Step2-1 期間中に起業した場合は、起業後の支援は、Step2-1 期間中までとなり Step2-2 での支援を受けることはできません。また、起業後の支援継続では、大学等における研究開発以外の、例えば CEO 候補の人件費や営業活動のため旅費等は支出できませんので、ご注意ください。

起業後の支援の継続、および起業後のスタートアップへの支援にあたっては、起業 3 か月前までに PF による審査を経た上で JST への申請書類の提出が必要となりますので、PF や JST での審査期間等も踏まえて、予め PARKS 事務局へご相談ください。

詳細は「起業後支援の手引き」が JST HP で公開されていますのでご確認ください。

https://www.jst.go.jp/program/startupkikin/files/su-ecosys/su-ecosys_su_guidebook.pdf

(3) 助成期間終了後の評価等

助成期間終了後には実施報告書を作成・提出の上、DemoDay へ参加していただきます。DemoDay では、プレゼンテーション形式で実施内容とその成果を報告し、審査員による以下の評価を受けていただきます。

- ①当該事業が概ね予定どおりに実行できたかどうか
- ②事業化への可能性
- ③今後の方針について

Ⅸ 採択後のフォロー

助成期間終了後も以下の相談に対応します。

(1) アフターフォロー

- ①事業化相談
- ②公募資金紹介・獲得支援
- ③外部専門機関への紹介・連携
- ④その他必要な手続や支援

(2) 起業後のサポート

- ①事業推進に関する相談対応
- ②公募資金紹介・獲得支援
- ③外部専門機関への紹介・連携

- ④PARKS 起業支援人材によるサポート
- ⑤大学や地域と連携した実証試験等のサポート

X スケジュール

- ・募集締切：2025年5月7日(水)正午（申請書の提出期限）
※各大学で取りまとめて提出する提出期限です。
各大学内で定められる提出期限に従ってください。
- ・審査期間：～2025年6月上旬
- ・助成開始予定：JST 計画承認日（2025年8月上旬）から1年間
（ただし、計画書の承認状況により始期が前後する可能性があります。）
※上記スケジュールは、JST との契約等により変更される可能性があります。
※研究開発課題の決定から計画書の承認まで、取りまとめの状況等により前後する可能性はありますが、1ヵ月～1.5ヵ月程度の時間を要します。



図3 2025年度公募のスケジュール

XI 留意事項

- (1) 試作やデータの取得などの検証等を外注する場合は、請負契約等（成果物等の権利、秘密保持などが明記されたもの）を必ず締結してください。
※研究開発要素を含まず、役務仕様が予め決まっており、作業のみを外注する場合、直接経費での計上が認められます。
- (2) 申請内容に審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや虚偽の記載、記載漏れ等があった場合は、審査対象とならない場合があります。また、採択後に虚偽の記載があった場合は、採択を取り消すことがあります。この場合、虚偽の記載等を行った者については、本プログラムへの応募を一定期間制限します。
- (3) 本プログラムによる成果は、各所属大学の知的財産取扱規則に規定される知的財産に該当する場合があります。学会発表・論文発表等により公開する場合は、所属機関に規定されている期間までに担当部署へ相談の上、必要に応じて同規則に基づく所要の手続きを行ってください。
- (4) 本プログラムにより得た研究成果を発表する場合は、本プログラムにより助成を受けたことを、表示してください。
- (5) 本プログラムで取り扱う技術内容・事業内容は基本的に外部に公開されません。参加メンバーには、プログラムの開始前に秘密保持に関する誓約書類へのサインをして頂きます。また、成果報告会では、公開可能な範囲内で発表していただきます。
- (6) 申請における重複応募の制限は以下の表を参照ください。

<重複実施制限の一覧表>

		大学発新産業創出基金事業					研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム						
		ディープテック・スタートアップ国際展開①	スタートアップ・エコシステム共創(本プログラム)内の研究開発課題②	起業実証支援③	可能性検証		起業実証支援⑤	ビジネスモデル検証支援⑥	SBIRフェーズ1支援		スタートアップ・エコシステム形成支援内の研究開発課題⑧	大学推進型内の研究開発課題⑨	
					【起業挑戦】④	【企業等連携】⑩			起業による技術シーズの事業化を目指す場合⑦	技術移転による技術シーズの事業化を目指す場合⑪			
大学発新産業創出基金事業	ディープテック・スタートアップ国際展開①	-	× ^{注1)}	×	×	△	×	×	×	△	×	×	
	スタートアップ・エコシステム共創(本プログラム)内の研究開発課題②	× ^{注1)}	-	×	×	△	×	×	×	△	×	×	
	起業実証支援③	×	×	-	×	△	×	×	×	△	×	×	
	可能性検証	【起業挑戦】④	×	×	×	-	-	×	×	×	△	×	×
		【企業等連携】⑩	△	△	△	-	-	△	△	△	×	△	△
研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム	起業実証支援⑤	×	×	×	×	△	-	×	×	△	×	×	
	ビジネスモデル検証支援⑥	×	×	×	×	△	×	-	×	△	×	×	
	SBIRフェーズ1支援	起業による技術シーズの事業化を目指す場合⑦	×	×	×	×	△	×	×	-	-	×	×
		技術移転による技術シーズの事業化を目指す場合⑪	△	△	△	△	×	△	△	-	-	△	△
	スタートアップ・エコシステム形成支援内の研究開発課題⑧	×	×	×	×	△	×	×	×	△	-	×	
	大学推進型内の研究開発課題⑨	×	×	×	×	△	×	×	×	△	×	-	

△：シーズが異なれば実施可

※それぞれシーズが異なることが条件となります。同一のシーズについて起業と技術移転で2件同時に実施することできません。

×：同時に実施不可

※どちらのファンドにも採択されていない場合、両方に申請することが可能です。ただし、一方のファンドの採択が決定した段階で、当該ファンドを実施するか、他ファンドの審査結果を待つために当該ファンドを辞退するか選択していただきます。

※どちらかのファンドの研究代表者を務めている場合（最終年度である場合を除く）は応募できません。

－：同時に申請不可（同一ファンドへの複数申請は不可）

注1)本基金事業のプログラム間で切れ目ない支援を実施する観点から、スタートアップ・エコシステム共創プログラム(②)で研究開発を実施している研究代表者が、早期に大規模な展開を求める場合、ディープテック・スタートアップ国際展開プログラム(①)に同一の技術シーズで申請を行うことを認めます。ただし、①と②の重複実施は認められないため、①に採択された場合、②での研究開発は①の研究開発開始日まで中止とします。

※Step1 と Step2-1 について今年度は重複申請はできません。

XII 問合せ先

本公募について不明な点については下記連絡先に問合せください。

(連絡先) PARKS スタートアップ創出プログラム運営事務局

(メール) info@start-kyushu.com

問合せの多い質問については、Q&A を準備しています。下記 URL をご参照ください。
<https://start-kyushu.box.com/s/bzig77m3cdt49gagkopts9n4pntnek5d>

以上